

ストックオプション専用口座約款 新旧対照表

(下線部分改正)

現行	改正
<p>(口座の開設)</p> <p>第3条 (省 略)</p> <p>2.～3. (省 略)</p> <p>4. 申込者が本口座の申込みをされる場合、当社は本口座において次の申込みを受付けないものとします。</p> <p>(1) (省 略)</p> <p>(2) 総合取引約款第5章に定める<u>株式ミニ投資取引</u>の利用</p> <p>(3)～(6) (省 略)</p> <p>5. (省 略)</p> <p>附 則</p> <p>この約款は、平成 <u>29</u> 年 <u>10</u> 月 <u>16</u> 日より適用されます。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>(口座の開設)</p> <p>第3条 (現行通り)</p> <p>2.～3. (現行通り)</p> <p>4. 申込者が本口座の申込みをされる場合、当社は本口座において次の申込みを受付けないものとします。</p> <p>(1) (現行通り)</p> <p>(2) 総合取引約款第5章に定める<u>株式累積(積立)投資取引</u>の利用</p> <p>(3)～(6) (現行通り)</p> <p>5. (現行通り)</p> <p>附 則</p> <p>この約款は、平成 <u>30</u> 年 <u>6</u> 月 <u>18</u> 日より適用されます。</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>